

上海注意抄

興亞院調査官 石田正

經濟部第四課

# 手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話 先話	
月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	2月 22日 後前 6時 10分	月 日 後前 6時 10分	月 日 後前 6時 0分	月 日 後前 6時 0分	通 牒 日 時	
						芥田	好島	崎山	北村	受 信 者 氏 名	
						北原	三	西	三	取 扱 者 印	
電 報 手 配											
各殖民地當該官		各廳府縣警察部長		發 信 先		貴族院委員課 北村		衆議院速記課 鈴木		拓務省警務課 自五、二三一 至五、一三九	
月 日 後前 時 分		發 信 日 時		取 扱 者 印		銀座 四、一三一		銀座 三、八九〇		省內電話 五、四〇	
						月 日 後前 6時 25分		月 日 後前 6時 30分		月 日 後前 6時 15分	
										通 報 日 時	
										受 信 者 氏 名	
										取 扱 者 印	

# 手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先
月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	2月 22日 後前 6時 15分	月 日 後前 6時 00分	月 日 後前 6時 0分	月 日 後前 6時 0分	通 牒 日 時
						菅田	北村	高山	北村	受信者 氏名
						菅田	北村	高山	北村	取扱者印
各殖民地當該官		各廳府縣警察部長		發信先		電報手配		電話通報先		通報日時
月 日 後前 時 分		發信日時		取扱者印		貴族院委員課 <small>北村</small> 衆議院速記課 <small>鈴木</small> 拓務省警務課 <small>銀座 五五、一三三番 至五、一三九番</small> 內閣情報部 <small>省內電話 五四〇番</small> 東京都市遞信局 <small>直通電話又ハ 赤坂三六七番</small> 憲兵司令部 <small>警電 一〇〇五番</small>		月 日 後前 時 分 月 日 後前 時 分 月 日 後前 時 分 月 日 後前 時 分 月 日 後前 時 分 月 日 後前 時 分		
								平田 坂口 坂口 坂口		受信者 氏名 取扱者印

運府監  
2月20日  
朝刊  
版

# 新聞新報

警保局長  
圖書課長  
事務官

## 北支、次は爲替管理

【北京本社特電】十九日  
北支における通貨統一工作は  
中國聯合銀行の指導の下に着  
實な進展を具現しつつあるが  
現在草草の手で行はれつつある北

支の大體の發行と相俟つて三  
月十日の舊法幣流通禁止期限まで  
には北支における關稅の一元化  
は實現を見るものと期待される  
目下關稅の發行高は二億元に  
達し、これを舊法幣整理工作  
も最後の段階に入り廿日以後舊  
法幣北方券は四割の減價となり  
しかもその流通期限は愈々後廿  
日をあますのみとなつた  
こゝに注目されるのは舊法幣流通  
禁止後はまだ三億元と見積られて  
ゐる北支の舊法幣に對する關稅の  
處置であるが、これに對しては一

時、流通禁止後應にある期間を待つ  
て何等かの辦法が講ぜられるので  
はないかと見られる、しかして關  
内における完全なる通貨統一が實  
現すれば應に第二段の強化工作に  
し入るわけであるが、關念の驛目と  
しては舊法幣流通禁止と相俟つて  
貿易管理を含めた廣泛な爲替管理  
斷行の手をうつものと期待される  
爲替管理の實施條件としては先  
づ關稅の公定爲替相場を一志  
二片にまで引上げることにあり  
日滿成ひは中支の如き同じ關  
プロック圏内といへども貿易管  
理を實施し、目下問題となつて  
ゐる對中支貿易は日滿兩國と  
同様に法幣建てで行はれる模様

朝日 十七、十八

圖書課

2月19日  
朝刊  
第1版

# 東京日日新聞

警保局長  
圖書課長  
事務官

## 北支貿易の新紀元 いよく貿易管理

### 三月十日断行に決定

【北京本社特電十八日發】北支に  
おける貿易集中、貿易管理體制整  
備問題にかつての觀察であつたが  
北支金融當局において通商來これ  
が最後の協議を續け遂に結論に到  
達したので三月十日を期してこれ  
を断行することに決し近くこの旨  
を公布することとなり、ここに北支  
貿易の轉換が豫想されるとなつ  
た、今回断行される貿易管理外國  
爲替銀集中政策は北支より輸出  
されるべき重要商品申請に關しこれ  
を輸出する場合輸出爲替を總銀行  
に預けしことを證明する總銀行  
の證明書なき限り北支各海關陸境  
の通關を許さぬものでこれより北支  
における國際收支の改善、貿易調  
整、金融確立の上に重要な意手な  
もつものである、しかしてこれか  
實施に際しては日滿中南支第三國  
向け輸出に對してひとしく適用す  
るものである、なほ特に注目すべ  
き點は次ぎの如し  
一、中南支はこれを第三國扱ひ  
とする  
二、對第三國輸出に關しては在  
來のハベンスペーシス貿易を認  
めその公定相場は一シルニペ  
ンスとす  
三、總銀行に集中するべき第三國  
向け輸出爲替は正金銀行におい  
て保管せしめる

圖書課

記事差止事項

此文ニ於ケル為事集中ニ關スル一切ノ事項

(為事管理及報告管理ノ名ニ於ケルモノヲ含ム)

2.19. 12日  
2.20 滝

理由

此文ニ於ケル所ニ及ビ向ニ要物出立ニ付物出立事

中五聯合準備部ヲ集中ヲ断行セント準備中

十儿知 在ハ門戶解放 換會均等ノ見地ヨリ所ニ及ト

百ニ相当ノ應 換ヲ生スル上準備ニ強圧的措置ニシテ

事前ニ其ノ外部ニ漏洩スルコトハ断行上多ク大

支障ヲ生ズルヲ記事差止ノ要アリ

内閣

# 極秘

北支ニ於ケル輸出爲替集中要綱

一四三九  
興亞院決定

## 第一方 針

第三國貿易關係取引ニ於ケル聯銀券ノ普及並爲替市場ニ於ケル聯銀勢力ノ強化及一志二片基準爲替相場ノ確立ニ資シ北支幣制ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲第三國向主要輸出品ニ付輸出爲替ノ聯銀集中ヲ行フモノトス

## 第三要 領

- 一、第三國向主要輸出品（別表所掲）ニ付テハ原則トシテ無爲替輸出ヲ認メス左ノ方法ニ依リ一志二片基準ヲ以テ爲替ヲ聯銀ニ集中ス
  - (イ) 爲替ノ取組銀行ハ之ヲ輸出者ノ任意タラシム
  - (ロ) 右取組銀行ハ一志二片「ペーシス」ニテ爲替ヲ聯銀ニ賣却ス
  - (ハ) 海關ハ(ロ)ノ賣却ニ付證明ヲキ限リ其ノ輸出ヲ認メサルコトトス
- 二、右集中ニ伴ヒ聯銀ハ各銀行ニ對シ一志二片基準ニテ爲替ヲ賣却ス
- (イ) 銀行ニ對スル爲替ノ賣却ハ買取爲替ノ範圍内ニ之ヲ限定スルモ

ノナルモ其ノ當初ニ於テハ成ルヘク其ノ買取爲替額ノ金額ニ近キ額ヲ賣渡スコトトス

(ロ) 右賣渡ニ際シ差當リ該爲替ハ原則トシテ貿易外ノ支拂ニ充テラレサルコトヲ條件トシ且成ルヘク不要不急ノ輸入品代金決済ニ當テラレサル様措置ス

(ハ) 右賣買ニ伴ヒ生スル外貨得喪ノ時期的喰違ニ付テハ其ノ當初ニ於テ適宜ノ措置ヲ講ス

三、右爲替賣買ノ對價トシテ支拂ハルヘキモノハ之ヲ聯銀券ニ限定ス

四、中南支トノ關係ニ付テハ通貨制度ヲ異ニスル現状ニ於テハ中南支向無爲替輸出ヲ自由ナラシメ又ハ中南支向爲替相場ヲ聯銀券ノ對英相場一志二片ト南方券ノ對英相場（八片）トノ裁定相場ヨリ高カラシメ置ク場合ニハ第三國向輸出カ總テ中南支經由行ハルルニ至ル虞アルニ依リ之カ對策ニ付テハ北支自體ニ於テ充分措置スル



ト共ニ中南支ノ協力ヲ求ムルモノトス

其經過的ニ發生スヘキ問題ニ付テハ適當ノ措置ヲ講スルモノトス

### 諒解事項

一、本件實施ニ關スル具體的細目ニ付テハ現地機關ニ於テ萬遺漏ナキ様適當措置スルモノトス

特ニ現下ノ國際諸情勢ニ鑑ミ本件實行ニ當リテハ第三國トノ間ニ無用ノ摩擦ヲ生スルコトナキ様左記ノ點ニ留意スルコト

(一) 第三國ニ對シ差別的待遇ヲ爲スカ如キ疑ヲ生スル措置ヲ避ケ、第三國ニ對スル説明振ニ付多大ノ考慮ヲ拂ヒ、且出來得ル限り事務ノ簡易化ヲ圖ルコト

(二) 爲替集中ヲ行フ主要輸出品ハ一應之ヲ別表ノ如ク豫定スルモ、當初ヨリ右記載品目全部ニ付爲替集中ヲ行フヤ否ヤハ今後充分ニ檢討ヲ加フルト共ニ、他方右品目ハ何レモ第三國向主要輸出品ナルモノ多ク爲、第三國ニ對シ事實上差別待遇ヲ與フルニ非スヤトノ

疑念ヲ起サシムル餘地存スルヲ以テ、日滿向輸出品中適當ナルモノヲ選ビ形式的ニ前記品目ニ之ヲ追加スル等ノ措置ヲ考慮スルコト

ニ本要綱實施ト共ニ現ニ青島等ニ於テ聯銀券強化ノ爲現地帝國軍憲カ施行シ居ル輸出許可制等第三國側商社ノ輸出制限措置ハ廢止セラレヘキモノト諒解ス

三、蒙疆トノ關係ニ付テハ別途措置スルモノトス

別表

輸出爲替集中ヲ行フ北支主要輸出品一覽表

(單位千元)

昭和十二年北支輸出額

昭和十二年中南支向移出額

品名
鮮卵及加工卵
落花生油
落花生
カーペット
山羊腸及緬羊腸
胡桃
杏仁
ヴァーミセリ及マカロニ
麥稈眞田
調味粉

一九二二三
一六五八一
一一七三〇
六九二〇
一五八八
三六一三
二六八五
三〇二六
一六一〇
一九九六

一一一一
四九七六
二二六五二
一一四八
六五
四八二
五五一
二八五〇
二九四
一二八

姜、洞

計

1211  
70183

三四二六一  
四

三月二日  
午前十一時  
ラ期と通  
達スルコト

三月二日

東京に在る社友及び社友の親類等

事務の進捗

先日の午時頃には事務の進捗が申上げ

たると、事務の進捗が申上げ、外に

集中して、事務の進捗が申上げ、外に

之

事務

課長

事

務官



理事官



此件係由本局通收之表上別業

之件解除方由通收之表



此件係由本局通收之表上別業

之件解除方由通收之表

此件係由本局通收之表上別業

此件係由本局通收之表上別業

此件係由本局通收之表上別業

此件係由本局通收之表上別業

事務官

依給し定中より取席事  
除方中事

第 一 次

# 手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話 先話	
月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 6時40分	月 日 後前 6時30分	月 日 後前 7時0分	3月 日 後前 6時20分	通 牒 日 時	
						芹田	南	金崎	村山	受 信 者 氏 名	
						芹田	南	金崎	村山	取 扱 者 印	
各殖民地當該官		各廳府縣警察部長		發 信 先		電 報 手 配		電 話 通 報 先		通 報 日 時	
月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	氏 名	
										取 扱 者 印	
				貴族院委員課 村北		衆議院速記課 木鈴		拓務省警務課 自五、一三九 至五、一三九番		內閣情報部 省內電話 五四〇番	
				銀座 四、一三一番		銀座 三、八九〇番		直通電話又ハ 赤坂三六七番		警電 一、〇〇五番	
				1月 日 後前 時 分		3月 日 後前 時 分		1月 日 後前 時 分		1月 日 後前 時 分	
				村岡		鈴木		高橋		竹本	
				、		、		、		、	



内務省

三月一日

興亞院鈴木事務長

北支為替集中声出发表、時期、  
关云云件。

標記、件、之、周、之、現、地、当、局、可、左、之、通、之、  
发表有之

記

臨時政府及中込雅銀總裁声出、三月  
二日午前中込表ノ口下ニ決定セリ

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳 電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣(電 各殖民地)報		月 日 前後 時 分	

記帳濟  
(印)

發信者名	興亞院(鈴木)	受信年月日時	昭和14年3月2日 前10時 後45分 受	處分結果	
受信者名	警保局長 圖書課長 事務官 理事官	決裁月日時	月 日 後 時 分 決裁	施行顛末	
		返信月日時	月 日 後 時 分 電話	取扱者印	
		受信者名			

(電報譯文) (電話聽取書)

昨日電話より以て連絡せし中區聯銀、為替集

事務官

中華民國二十八年五月廿一日  
 行政院  
 秘書長  
 呈  
 呈  
 呈

中，仲八本日午前中發表，旨申入置以必本

日現地有，通報，依八本日午後三時廿分

表，表更，趣，知相成度

進而解除八午前十一時，于差又無之

警署員

姓名	職別	日期	時間	地點	事由
沈開雲 (編者)	記者	五月廿一日	上午十時	警署	...

警務課長



事務官

内務省

務

省

圖書課長



事務官



供覽



事務官 理事官



左 静岡縣(清水署) 巡查 石川一之 当三一年

右者東京輜重第一聯隊 應召(主計伍長) 在營

中。於二月二十四日脱走 同月二十七日 神奈川縣

下 綱島温泉 某旅館 於天服毒自殺シ

内務省

圖リタルモ遂ニ見逮捕サレタリ

右ノ記事掲載可否ニ関シ報知新聞社ヨリ照會アリ  
事務官ノ指揮ヲ得テ不掲載方回答スルト共ニ  
左ノ通り処置セリ

(一) 東京市内ノ新聞社ニ対シテハ同盟通信社ノ

不掲載方指導シ其ノ他ノ各社ニ対シテハ照會

アリタル場合ニ掲載セザン様回答スルトセリ

(二) 静岡縣下妻の新聞ニ於テ掲載ノ虞アリモノニ  
對シテハ不掲載方指導ニ関シ電話モ又同日縣  
警務課長ハ「本件ハ報知新聞清水支局員ノミ  
推知シ居ル程度ニテ他ノ各社ハ全然知ラサル状  
態ニ付不掲載方指導モ却テ知ラシムル  
結果トナルヲ以テ指導ハ見合モ交 尚指導  
ヲ要スル場合ハ憲兵隊ニ於テ措置スルヲト

内務省

ニ打合セ情ニ「トノニト」ニ付縣ノ方針通リ

処理方一任セリ

(三) 神奈川県縣ニ對シテモ本件記事掲載セシメザン様

場合ハ尚決

注意シ若シ掲載ノ慮アリ新聞社ニ對シ不掲載

載方指導スル様電話ニ置キタリ

圖書課長

事務官

理事官

昭和十四年二月廿八日

内務省  
地方自治課  
河合ト連絡

東京(三工社)電話指導案

本日櫻田門内内縁之於テ親子四人ノ投身

自殺ヲ企テタル事件アリタル趣  
(宮内者ヨリ申報、次第モ有リ)  
ナルカ右

関スル記事ハ一切新聞紙ニ掲載セザル様

記事編輯上御注意相成度



警視庁(本宿中支隊)電話

第...

宮城前投身者之團之件

一、日時、二月廿九年前十時頃

一、場所、宮城前橋田門内内濠

一、投身者、住所長名不詳ノ者四人

(横濱市ノ女如住下子供三人)

一、原因、病氣ヲ新橋師ヲ不次ト宣先サシ

生介下ノ天皇陛下ニ捧ケルニ爲下拵シ  
居ル也

一、経過、未分此者百十年五生介下危篤ノ旨下ル由

# 手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話 先話	
月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	2月 28日 午後 10分	通牒 日時	
									衣宿	受信者 氏名	
									若槻	取扱者印	
各殖民地當該官		各廳府縣警察部長		發信先		電報手配		憲兵司令部		電話通報先	
								東京都市遞信局		警電 一〇〇五番	
月 日後前 時 分		發信日時		取扱者印		拓務省警務課		內閣情報部		通報日時	
						衆議院速記課		省內電話 五四〇番		月 日後前 時 分	
月 日後前 時 分		發信日時		取扱者印		貴族院委員課		東京都市遞信局		氏名	
						村北		直通電話又ハ 赤坂三六七番		月 日後前 時 分	
月 日後前 時 分		發信日時		取扱者印		銀座 三八九〇番		赤坂三六七番		若槻	
						銀座 四一三一番		至五、一三九番		月 日後前 時 分	

日下  
若槻

課長

事務官

理事官

三月廿一日午後四時三十分

陸軍省情報部山本大佐に送附

在急に北支隊本部に要請し北支隊指揮官

北支隊司令部に北支隊本部に要請し北支隊指揮官

爆撃事故の調査に必要に取扱ひて午後六時

高橋左江事務官に打て申留意の上送事請

高橋左江事務官

記

一、事實、指述、言文、一、其、七、誇、大、之、言、又、刺、就

的、筆、對、以、事、揭、其、也、中、二、下

平、果、非、其、亦、亦、亦、亦、亦

二、其、聖、國、學、之、付、揚、學、境、則、以、事、揭、其

也、中、二、下

三、(三) 福、善、之、程、在、之、也、中、二、下、近、之、事、高、也、中、一、其、表、一

答の旨を考へて、相違、附考を以てす。

程の如く出さる。

月  
務  
目



三日月

課長

如指通事の指、右指の指、中初指

事務官

司会部の指

理事官

右指の指、左指の指、物是(中)

左指の指、右指の指、物是(右)

如指通事

右指の指、左指の指、物是(中)

左指の指、右指の指、物是(左)

慈野火薬庫爆轟事故の調査報告書

載之付天時高松左記証書、中留書、上取

抄抄上

凡

一、事故發生現場、軍用施設物、寫字台、軍

械、遺物、（抵付）、（運取）、（手）、（作）、（切）、（掲）、（載）、（也）、（た）、（ん）、（こ）

二、死傷者又ハ罹災者ハ切指壞、状況等ハ

切掲載也、（た）、（ん）、（こ）

三、軍隊、歩兵、（作）、（手）、（自）、（動）、（車）、（又）、（ハ）、（切）、（指）、（足）、（等）、（也）



物、物、物、行、高、之、或、周、章、雅、相、齋、清

之、親、之、が、如、中、之、多、ハ、切、揚、載、セ、サ、ン、ト、但、之、号、論

番、若、干、が、筆、業、ト、モ、能、ク、度、ヲ、以、テ、整、備、ス、ル、也

況、一、如、中、ハ、三、行、ス、シ

四、<sup>四、難、(若、者、)</sup>、~~難、~~、~~雅、~~、~~及、~~、~~又、~~、~~ハ、~~、~~耀、~~、~~筆、~~、~~若、~~、~~故、~~、~~之、~~、~~誰、~~、~~又、~~、~~早、~~、~~ノ、~~、~~也、~~、~~及、~~、~~之~~

皆、夫、之、過、情、ト、感、ク、其、レ、ン、ガ、如、ク、也、或、ハ

國事 概観 之 概 況 如 中 之 不 可 十 五 平

部 之 概 況 之 概 況

○ 五 火 災 之 概 況 之 概 況 之 概 況 之 概 況

之 概 況 之 概 況

六 火 災 之 概 況 之 概 況 之 概 況 之 概 況

五 火 災 之 概 況 之 概 況 之 概 況 之 概 況

一相傳用子

中外	都	國民	報知	讀賣	日日	朝日	同盟	通話	受信者名	取扱者印
至自 一六 五五 五五 三一	至自 三三 一一 〇〇 九一	至自 五五 五五 五五 九〇	至自 〇〇 五五 五六 六一	至自 一一 一一 一一 九〇	至自 〇〇 三三 三三 一一	至自 〇〇 一一 四三 一一	至自 二二 一一 二二 二二 五一	月 日 後前 〇時 廿分	岩城	
至自 一六 五五 五五 三一	至自 三三 一一 〇〇 九一	至自 五五 五五 五五 九〇	至自 〇〇 五五 五六 六一	至自 一一 一一 一一 九〇	至自 〇〇 三三 三三 一一	至自 〇〇 一一 四三 一一	至自 二二 一一 二二 二二 五一	月 日 後前 〇時 廿分	八木	
至自 一六 五五 五五 三一	至自 三三 一一 〇〇 九一	至自 五五 五五 五五 九〇	至自 〇〇 五五 五六 六一	至自 一一 一一 一一 九〇	至自 〇〇 三三 三三 一一	至自 〇〇 一一 四三 一一	至自 二二 一一 二二 二二 五一	月 日 後前 〇時 廿分	海東	
至自 一六 五五 五五 三一	至自 三三 一一 〇〇 九一	至自 五五 五五 五五 九〇	至自 〇〇 五五 五六 六一	至自 一一 一一 一一 九〇	至自 〇〇 三三 三三 一一	至自 〇〇 一一 四三 一一	至自 二二 一一 二二 二二 五一	月 日 後前 〇時 廿分	松山	
至自 一六 五五 五五 三一	至自 三三 一一 〇〇 九一	至自 五五 五五 五五 九〇	至自 〇〇 五五 五六 六一	至自 一一 一一 一一 九〇	至自 〇〇 三三 三三 一一	至自 〇〇 一一 四三 一一	至自 二二 一一 二二 二二 五一	月 日 後前 〇時 廿分	富山	
至自 一六 五五 五五 三一	至自 三三 一一 〇〇 九一	至自 五五 五五 五五 九〇	至自 〇〇 五五 五六 六一	至自 一一 一一 一一 九〇	至自 〇〇 三三 三三 一一	至自 〇〇 一一 四三 一一	至自 二二 一一 二二 二二 五一	月 日 後前 〇時 廿分	八代	
至自 一六 五五 五五 三一	至自 三三 一一 〇〇 九一	至自 五五 五五 五五 九〇	至自 〇〇 五五 五六 六一	至自 一一 一一 一一 九〇	至自 〇〇 三三 三三 一一	至自 〇〇 一一 四三 一一	至自 二二 一一 二二 二二 五一	月 日 後前 〇時 廿分	戸村	

大改に於ては陸軍大臣等存続を事伸し之果職多し字迄一形報方之備に  
 現増字迄一印例之心燭破之端ハ勿海民家ノ様實ニ避難出也其状  
 況極度甚況等一印  
 事務之由事務見ノ格同ヲ交々之ハ極極方也  
 社 指 導

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣(電 各殖民地)報		月 日 前後 時 分	

發信者名  
京都府 京都市 (堀江)

受信年月日時  
昭和14年3月1日 前4時20分受

受信者名

決裁月日時

施行顛末

警保局長

圖書課長

事務官

理事官

(電報譯文)

(電話聽取書)

軍之爆費ノ事實ノ根拠ニ關シテハ  
差支ナキニテ因リ推察臆測シ又ハ  
誇大(多少外之不可)ニ取扱ヒ或ハ火災ノ  
種類等ヲ誤認セザル様至要ナル初社  
指シ方指シ方  
(大段ノ實ハ多量ノ存量ニ由リテ、  
ノ爆費ニシテ)

火災庫爆費ノ周ニシテ

記帳濟

(印)

返信月日時  
月 日 前後 時 分  
受信者名  
取扱者印

大段麻下北河内郡校方陸軍火藥庫

八本日午後一時四十分頃爆轟の目下

引續延焼中にして相当損害アル様

様ナルが本件取扱に於て指揮

ヲ乞フ

本件に關し陸軍省情報部上田大尉より該大  
二取扱ハサレ様係表アリ

内務省

三月一日

東京八社電話指導案

大阪府下、於ケル陸軍火薬庫爆発現

場字真八軍機保護法ニ抵触スルモノナルニ

付軍事施設ノ字<sup>(P.L.)</sup>真八掲載セザル様事注

意相成度

尚書真八可成事前ニ御連絡相成度

八社指

通話先	通話日時	受信者名	取扱者印	同盟	例日	日日	讀賣	報知	國民	都	中外
銀座 二二五 一一七 二二 五一	3月 / 日 後前 6時10分	小栗		丸 〇〇内 一一二 四三三 一一	丸 〇〇内 三三二 三二三 一一	京橋 一一五 一一六 一一 九〇	丸 〇〇内 五五二 六五三 一一	銀座 五五五 五五七 五五 九〇	銀座 三三五 一一七 〇〇 九一	茅場 一一六 五五六 五五 一一	

時  
深

内務省

甘地遺囑現場、軍事施設に軍隊が侵入し、  
 施設に近づいたとき、接触したとき、  
 命令、揚子川、川沿いに、  
 軍事施設に、接近したとき、  
 早急に対応して、  
 早急に対応して、



憲兵司令部(佐藤)連絡

本日爆發セル大阪府下河内郡枚方火薬

庫ハ通稱ニシテ 禁野倉庫ガ正ニキ名

稱ナリ。同倉庫ハ軍機保護法ニ依ル

指定区域内ニ在ルモノト思料セラル、ガ關

係方面ト連絡ト上通報致シ度

中外	都	國民	報知	讀賣	日日	朝日	同盟	通話先
至自 一五六 五五 三一	至自座 三三五 一一七 〇〇 九一	至自座 五五五 五五七 五五 九〇	至自ノ 〇〇內 五五二 六五三 一一	至自橋 一一五 一一六 一一 九〇	至自ノ 〇〇內 三三二 三二三 一一	至自ノ 〇〇內 一一二 四三三 一一	至自座 二二五 一一七 二二 五+	
月	月	月	月	月	月	月	3月2日	通話
日後前 一時一分	日後前 一時五分	日後前 一時十分	日後前 一時一分	日後前 一時一分	日後前 一時五分	日後前 一時二分	日後前 一時一分	時
竹田	中村	高木	松白	海東	杉尾	酒井	長谷川 崎中	受信者名
		三浦			長橋			取扱者印

渡邊狀況、數字の記載、休于八中、新防衛司令部、  
 大坂存、其表、範圍、指、於、西、於、中、小、著、支、無、之、

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣電 各殖民地報		月 日 前後 時 分	

記帳濟 (印)

發信者名	大阪府	受信年月日時	昭和14年3月 / 日後 6時 0分 受	處分結果	
受信者名	警保局長	決裁月日時	月 日 時	施行顛末	
	圖書課長	月 日 前後 時 分 決裁	返信月日時	月 日 前後 時 分 電話	
	事務官		受信者名	取扱者印	
	理事官				
(電報譯文) (電話聽取書)					
本日午後二時四十五分着下牧方町所在					

別業白下各社協運方

向務省

陸軍火薬庫出火目下爆音中新カ  
記事取締ニ関シ指揮ヲ乞フ

尚當存ニ於テハ取テ下ニ下セリ

有保証新カニ對シ記事差止メカ

通達也

一三 一三一

オウサカフテウナイ 一〇九 コ四、五五

ケイホキヨクトシヨカテウ

ウナ

ホンヒゴニジ 四五フンカンカヒラカタチヨウシヨザ イリクグ  
ンカマクコシユツカモクカバ クハツチウシンブ ンキジ トリ  
シマリニカンシシキヲコウナホトウフニオイテハトリアヘズ カン  
カハツコウユウホシヨウシンブ ンシニタイシキジ サシトメカタ  
ツウタツセリーオメ



コ五、二五

サ

圖書課長

事務官

事務官

事務官

(右記事務官等軍需沈)

理事官

内務省

中部防衛司令部

一日午後五時十分發表

本三月一日午後二時四十分頃、岐阜縣陸軍倉

庫より、若火の目下延焼中にして、消防隊、

警備隊、消防隊等八隊之現地に到着

消火、警備、救護之努力を以てあり、多少ノ

死傷あり見込、損害等八目下調査中ナリ

大正智持高深集  
午廿五所誌

禁野念障，補長城足  
少子

一 燻者：園下  
繼編中

一 附者甚大，見也

一 死海表現在  
物以少弱多自

書課

事務官

理事

河野清太郎氏 (秘封)

箕野の父系系図は昭和十五年作成

所におよび運搬中の五千キロ爆弾を盗み去

お爆費一割の埋め松原の燃焼一埋

帯の海を伴って急降し引火の

大事と云うたものである。

供覧

内務省



内務省

昌達期  
大  
三千九百  
木葉  
繳  
上  
系  
号  
三千四百  
中  
五  
九  
付  
即  
死  
十  
九  
日  
海  
五  
号  
山  
大

回國後私大返費(極秘)

一 回國に親身は費用難名に後と後合すと火

薬倉庫に於て三ヶ月前に火事あり、運搬

中取上り切らぬ運搬の妨が女の大車と甚起

し、力に女は甚起あり

一 火事後は三ヶ月前に煤費に力に付

半額にあり

一、北河内郡 陽明山 早稲 田 谷 全 規 則

内務省

圖書課長(印)事務官(印)理事官(印)供(印)覽(印)及(印)

大阪府發表 (年名十時十分) (西平)

燒失家屋は詳細不明なるも約五六百

戸の見込

負傷者は二百名なるも調査中。

遊難民は京都府下へ約八百名

管下へ約五千名あるも河水も平穩

に収容せし

知事は午後八時半 出發阪大病

院に負傷者を見舞 引續き現地

に到り警戒救護員を督勵しつゝ

り

圖書課長



事務官  
理事官  
事務官



供覽



大政府(東支那部) 西田中邦

本日午後十時第三回目ノ議表アリ花加迄ノ全

文友記ノ通ニ有之

中野防衛司令部議表

午後五時司令部議表 天野川より大垣内宮

以テ倉庫も半圓トシ九時十分飯屋した

何分現状は危険で近寄れなから内部の状  
況は判然としなから北同が猛烈で火炎もの  
凄く枚方の町を一面に一存めしそなる形  
勢であつた。軍隊主力が豊後川に就き大阪  
と京都、両存消防隊も全力を懸けて防  
火に努め漸く延焼と喰ひ止めた。中宮部

落は全焼したが、中殿山階は小學校か  
焼けておる外、大木夫であつた。損害はあつた  
にあるらしいが、新らな。避難してある一殺人は

山田地、大池方面に逃げた。五時

半時頃から稍々下火になり、八時頃には一層

下火になりた。木が、火の分なりもう大木夫

だらう

以上



内務省

圖書課長

事務官

理事官

司書長 内務

大阪府

大阪府立女子高等学校の事務官として大阪府立女子高等学校に

事務官として勤務することになった大阪府立女子高等学校に

事務官として勤務することになった

大阪府

内務省

警務の火災隊に中務隊を以て各部に

隊系として下士官の補充等に注意し、警務に

一五十五年の火災隊の増強に注意し、大規模な

火災の撲滅に火災を以て主として防消の念を

隊本部に燃焼の全火災の撲滅に注意

を請ふ事としておのれが責任を負ふ事からする

一五五年の火災隊に注意し、中務隊を以て各部に

あり、若し日中戦争の激化を恐るれば、  
中東現地の現勢を

一、大坂商船

一、日中戦争の激化を恐るれば、

都下の現勢は、日本の禁輸の火災、

日本の現勢は、日本の禁輸の火災、

一、大坂商船

内務省

某部之火災海爆者現時之調査に由り

古方派中獨り所見員より午後四時五

十分後見員部一〇〇〇

火災は盛りの爆発火勢猛烈に

現場に消火に必要なり因下山神宮

物部山下に盛成中

砲

陸軍 枝方火藥庫爆發狀況報告

警保局

京都府保安課報告(電話) (第一報)  
三月一日午後四時三十分受

陸軍枝方火藥庫爆發目下引續々爆音ヲ聞クツ、アリ詳

細ハ不明ナルモ京都府方ニ於ケル狀況左ノ如シ

一 庁内ニ於テモ大ナル音響並ニ震動ヲ受ケタリ

二 枝方ノ上空ニ黑煙甚クシ

三 大阪へノ警察電話線、不通

大阪府知事報告(電報) (第二報)  
今日午後四時四十分受

午後三時禁野陸軍火藥庫爆發目下延焼中被害状

況不明



大阪府知事報告(電報)  
今日午後四時四十分受 (第三報)

菅下禁野火藥庫爆發事故、所轄枚方警察署硝子全部破壊ス附近、被害甚大、見込

大阪府知事電話報告  
今日午後五時三十分受 (第四報)

午後三時頃府下禁野火藥庫、爆發状態、被害甚大ニシテ避難民五千名、最寄リ小学校ヲ開放シテ收容中  
警察官八百名ヲ現場ニ派遣シテ警戒中 新聞記事  
其ノ他治安維持ニ遺憾ナキヲ期シツ、アリ

極秘

陸軍枚方火藥庫爆發狀況報告

警保局

京都府知事電話報告（第五報）  
三月一日午後五時三十分受

既報陸軍枚方火藥庫爆發ハ今尚繼續中ニシテ死傷者相当多數ノ見込ニシテ高槻工兵隊出動ノ附近ヲ警戒中

今火藥庫ニ作業所三十棟ヲ有シ従業員三千名ニシテ爆發後七八第十九号作業所ニシテ従業員百五十名ナリ。

陸軍枚方火薬庫爆発状況報告（第六報）

昭和十四年三月一日午後六時受

大阪府知事報告

爆発ハ尚繼續中ニシテ相當被害アル見込  
ナリ、死傷者ハ約二百名、避難民ハ約五万  
ニシテ夫々最寄小學校等ニ收容中ナリ。  
警察官八百名ヲ急派シ治安維持ニ遺  
憾ナク努メツツアリ。



陸軍枚方火藥庫爆発状況報告（第七報）

中部防務司令部發表（三月一日午後五時十分）

本三月一日午後二時四十分頃枚方陸軍倉庫ヨリ発火ニ目下延焼中ニ

シテ軍隊、警察、消防隊等ハ既ニ現地ニ到着シ消火、警戒備、救護ニ努メツツアリ。多少ノ死傷アル見込ニ、損害

等ハ目下調査中ナリ。

極秘

陸軍枚方火藥庫爆發狀況報告

警保局

京都府知事電話報告 (第一報)  
三月一日午後四時三十分受

陸軍枚方火藥庫爆發目下引續々爆音ヲ聞キツアリ詳細ハ

不明ナルモ京都府方ニ於ケル狀況左ノ如シ

一、庫内ニ於テモ大ナル音響並ニ震動ヲ受ケタリ

二、枚方ノ上空ハ黑煙甚ダシ

三、大阪へ、警言察電話ハ不通

大阪府知事電報報告 (第二報)  
今日午後四時四十五分受

午後三時禁野陸軍火藥庫爆發目下延焼中被害狀況不明

大阪府知事電報報告 (第三報)  
今日午後四時四十分受

管下禁野火藥庫爆發事故、折轄枚方警言察署硝子全部

破壊ス附近ノ被害甚大ノ見込

大阪府知事電話報告(第四報)  
今日午後五時三十分受

午後三時頃府下桒野火藥庫ノ爆發状態ハ被害甚大ニシテ  
避難民五千名ハ最寄り小學校ヲ開放シテ收容中ノ警  
察官八百名ヲ現場ニ派遣シテ警戒中  
新聞記事其  
他治安維持ニ遺憾ナキヲ期シワアリ

極秘

陸軍枚方火藥庫 爆發狀況報告

警保局

京都府知事電話報告 (第五報)  
三月一日午後五時三十分受

既報陸軍枚方火藥庫爆發ハ今尚繼續中ニシテ一死傷者相当多数ノ見込ニシテ高槻工兵隊出勤ニ附近ヲ警戒中

今火藥庫ノ作業所三十棟ヲ有シ従業員三ヶ名ニシテ爆發後七八第十九号作業所ニシテ従業員百五十名ナリ

陸軍

陸軍 枝方火薬庫爆發状況報告

警保局

京都府保安課報告(電話) (第一報)  
三月一日午後四時三十分受

陸軍 枝方火薬庫爆發自下引續々爆音ヲ聞クワ、アリ詳  
 細ハ不明ナルモ京都府庁ニ於ケル状況左ノ如シ  
 一 庁内ニ於テモ大ナル音響並ニ震動ヲ受ケタリ  
 二 枝方ノ上空ニ黒煙甚ダシ  
 三 大阪へノ警察電話線、不通

大阪府知事報告(電報) (第二報)  
今日午後四時五分受

午後三時禁野陸軍火薬庫爆發目下延焼中被害状  
況不明

大阪府知事報告(電報)  
今日午後四時四十分受 (第三報)

菅下禁野火藥庫爆發事故、折轉枝方警察署硝子全部破壞、附近、被害甚大、見込

大阪府知事電話報告  
今日午後五時三十分受 (第四報)

午後三時頃、府下禁野火藥庫、爆發狀態、被害甚大、避難民五千名、最寄り小学校、開放、收容中、警察官八百名、現場、派遣、警戒中、新聞記事、其、他、治安維持、遺憾ナキ、期、シ、ワ、アリ

極秘

陸軍枚方火藥庫爆發狀況報告

警保局

京都府知事電話報告 (第五報)  
三月一日午後五時三十分受

既報陸軍枚方火藥庫爆發ハ今尚繼續中ニシテ死傷者相当多數ノ見込ニシテ高槻工兵隊出動ノ附近ヲ警戒中

今火藥庫ノ作業所三十棟ヲ有シ従業員三千名ニシテ爆發後セシハ第十九号作業所ニシテ従業員百五十名ナリ

由務省警保局

陸軍倉庫火災事故ニ関スル件

(昭和十四年三月二日午前  
四時マテニ判明セルモノ)

三月一日午後二時四十分頃發生セル  
大府府北河内郡枚方町所在陸  
軍倉庫火災事故ニ依リ附近町村  
等ニ災ヘタル被害状況並ニ之ニ  
對シ採リタル措置等ハ大体次ノ  
通ナリ



一 事故發生日時

昭和十四年三月一日午後二時四十分頃

二 事故發生ノ場所

大阪府北河内郡枚方町大字楳野<sup>キョウ</sup>  
陸軍倉庫内

三 原因 目下調査中

四 被害ノ状況

午後二時四十分頃陸軍倉庫内ニ  
於テ火災發生シ約二十分位ニ

シテ附近民家ニ飛火ス、折柄北  
烈風ニ煽ラレ枚方所由ニ延焼シ  
午後五時頃迄ハ火勢強カリシガ  
六時頃ヨリ順次下火トナリ、二日  
午前二時畧鎮火セル模様ナリ、然  
レ共陸軍倉庫附近約十所位ノ  
間ハ今尚大薬ノ小爆發アリテ  
近寄り難ク調査スルコト不可  
能ノ状態ナリ。調査可能ナル  
地域ニ於テ現在マテニ判明セ  
ル被害次ノ如シ

- (一) 死者 一〇名
- (二) 重傷者 三二名
- (三) 輕傷者 約四四〇名
- (四) 住家 全燒 約八〇〇戸  
半燒 約一〇〇戸

之等被害ノ及ビタル所村ハ松方所  
 最モ甚ダシク、死傷者及大災住  
 家ハ殆ンド同所由ニシテ隣接  
 セル友呂岐村、九箇所村、津田  
 村等ノ一部ニハ震動ノ甚ク多  
 少ノ被害アリ  
 尚警察官ニ於テモ重傷一名行

方不明 四

五、警備状況

事故發生と同時に所轄枚方警察署ヨリノ報告及音響、震動等ニ其ノ重大ナルヲ知レル大阪府知事ハ直ニ警察官及消防官ノ非常召集ヲ行ヒ警察官一〇九五名ヲ七班トシ現地に到着一日午後三時三十分乃至午後六時ニ全部到着夫レ警備及救護ニ當レリ。  
消防官ハ午後四時頃自動車唧筒

三十一台 消防手一九四名ヲ派遣シ  
消火ニ努ム。

尚京都府ヨリ 支援警察官約百名  
消防手五〇名 消防自動車三台、  
救急車一台 未接シ 大阪府警  
察當局ト充分連絡シ 夫々警備  
及消火ニ従事申ナリ。

## 六 救護状況

大阪府ニ於テ事故発生ト同時ニ關係方面ト  
連絡シ救護班六二班約四〇〇名ノ醫師、看護  
婦、藥劑師、入夫等ヲ派遣シ、負傷者及避難民等  
ノ應急上處置ヲ爲シ、附近病院、小學校、寺院等  
ニ臨時收容シテ千當レツツアリ。

避難民ハ救方町ヲ最多トシ、隣接村居住者約  
一萬人位アリ、之等避難民ニ對シテハ大阪府ヨリ  
寝具三、〇〇〇人分、食糧一、〇〇〇人分、ローソクニ  
萬本、燐寸五千筒ヲ急送シ其ノ他ノ不足品ハ之ヲ

現場ニ於テ調達シ、又炊出ヲ爲シ救護ノ万全  
ニ努メツツアリ。

### 七、交通状況

事故発生ト同時ニ附近ヲ通ズル京阪電車ハ故  
障ヲ生ジタル爲大阪方面ハ大阪——百里間、  
京都方面ハ京都——橋本間各折返遅轉トシ目  
下應急修理中ニ付今二日午前十時迄ニ復舊  
スル見込ナリ。

京阪国道ハ事故発生當時ハ一時避難民ノ爲輻輳  
セルモ、目下一般ノ交通ハ禁ジ居レリ。

八 其、他参考事項

(イ) 大阪府及京都管内ハ各警察署長ニ対シ  
流言蜚語ノ取締、軍機保護、流言蜚語  
ノ取締並暴利取締、外國人取締、一般犯罪  
予防取締ノ通牒ヲ發シ治安維持、万全ヲ期  
シツツアリ

(ロ) 事故發生ト今時ニ陸軍ヨリモ多数軍隊出動シ  
警備並救護ニ從事セラレツツアリ

(ハ) 今ニ日午前七時前後ニ於テ大阪府警察部發



表トシテ流言蜚語ノ取締、暴利取締、救護状況及  
交通遮断状況ヲ大阪中央放送局ヨリ「ラジオ」放  
送ス

## 九、新聞記事寫眞取締狀況

(一) 本件ニ関シテハ相當被害甚大ト被認ル。狀況ニ在リ新聞紙等ニ於テ無制限ニ報道セシムルハ時局柄種々ノ悪影響アリト思料セラレタルニ依リ昨日午後四時二十分京都府警察部ヨリ電話報告ヲ受クルマ時ヲ移サズ陸軍省情報部、憲兵司令部並ニ中部防衛司令部ト連絡協議ノ上新聞記事取締ニ關スル方針ヲ左ノ通り決定スルト共ニ直ニ之ヲ東京、大阪（近府縣ヲ含ム）愛知、福岡ノ各主要日刊社ニ對シ電話指導ヲ為シタリ

### （記事取締方針）

(1) 事實ノ報道ハ差支ヘナクモ誇大ニ亘リ又ハ刺戟的

筆致ヲ以テ記事掲載セザルコト

(2) 原因等ニ付揣摩臆測ヲ以テ記事掲載セザルコト

(3) 被害ノ程度ニ付テハ近ク單當局ヨリ発表ノ名ニ  
付右発表迄ハ日相當ノ被害アル見込ハ程度ニ

止ムルコト

(二)

右ノ如ク記事ニ對スル取締ヲ為スト共ニ被害現場附

近ニ於ケル寫真ノ取締ニ關シテハ特ニ其ノ興フル東軟ノ

大ナルニ鑑ミ前記ノ關係方面ト連絡協議ノ上是亦

取締方針ヲ定メ東京、大阪（近府縣ヲ含ム）愛知、

福岡ノ各主要日刊社ニ對シ今日午後十時更ニ電話

ヲ以テ之ガ取扱方ニ關シ左ノ通り指導ヲ為シタリ

尚東京市内ニ於ケル主要日刊社ニ對シテハ掲載前ニ

寫真ヲ持參セシメ予メ檢閲ヲ爲スコトニ依リ取締ノ万  
全ヲ期スルニ努メタリ

(寫真取締方針)

(1) 事故發生現場ノ軍用施設物ノ寫真ハ軍機保護法  
ニ抵触スルモノニ付一切掲載セザルコト

(2) 死傷者又ハ罹災家屋損壞ノ狀況等ハ一切掲載  
セホルコト

(3) 軍隊ノ出勤ニ付テハ自動車又ハ駈歩等ニ依リ物々敷  
ク行動シ或ハ周章警備ニ就クガ如ク印象ヲ興フル  
モノハ一切掲載セホルコト、但シ兵員若干が平靜ナ  
ル態度ヲ以テ警備スル狀況ノ如クハ差支ナシ

(4) 罹災者ノ避難又ハ救護等ノ狀況ニ付テハ悲惨ノ感  
ヲ興フルガ如クモノ或ハ周章狼狽シ居レルガ如ク印

象ヲ與フルモノハ不可ナルモ平靜ナル狀況ハ差支ナ  
シ

(5) 火災ノ遠影ニシテ罹災ノ狀況ヲ明示セザルモノハ差  
支ナシ

(6) 炊出、被服ノ配給等ノ狀況又ハ在籍軍人、國防婦  
人會員等ノ救護狀況ハ差支ナシ

由務省警保局

陸軍倉庫火災事故ニ関スル件

(昭和十四年三月二日午前  
四時マテニ判明セルモノ)

三月一日午後二時四十分頃發生セル  
大府府北河内郡枚方町所在陸  
軍倉庫火災事故ニ依リ附近町村  
等ニ災ヘタル被害状況並ニ之ニ  
對シ採リタル措置等ハ大体次ノ  
通ナリ

一 事故發生日時

昭和十四年三月一日午後二時四十分頃

二 事故發生ノ場所

大阪府北河内郡枚方町大字榊野  
陸軍倉庫内

三 原田 目下調査中

四 被害ノ状況

午後二時四十分頃陸軍倉庫内ニ  
於テ火災發生シ約二十分位ニ

シテ附近民家ニ飛火ス、折木北  
烈風ニ煽ラレ、救方所由ニ延焼シ  
午後五時頃迄ハ火勢強カリシガ  
六時頃ヨリ順次下火トナリ、二日  
午前二時畧鎮火セル模様ナリ、然  
レ共陸軍倉庫附近約十町位ノ  
間ハ今尚大薬ノ小爆發アリテ  
近寄り難ク調査スルコト不可  
能ノ状態ナリ。調査可能ナル  
地域ニ於テ現在マテニ判明セ  
ル被害次ノ如シ



- (一) 死者 一〇名
- (二) 重傷者 三〇名
- (三) 輕傷者 約四四〇名
- (四) 住家 全燒 約八〇〇戸  
半燒 約一〇〇戸

之等被害ノ及ビタル所村ハ枚方所  
 最モ甚ダシク、死傷者及大災住  
 家ハ殆ンド同所由ニシテ隣接  
 セル友呂岐村、九箇所村、津田  
 村等ノ一部ニハ震動ノ甚ク多  
 少ノ被害アリ  
 尚警察官ニ於テモ重傷一名行

方不明 四

五、警備状況

事故発生と同時に所轄枚方警察署ヨリノ報告及音響、震動等ニ其ノ重大ナルヲ知レル大阪府知事ハ直ニ警察官及消防官ノ非常召集ヲ行ヒ警察官一〇九五名ヲ七班トシ現地到着一日午後三時三十分乃至午後六時ニ全部到着夫レ警備及枚護ニ當レリ。  
消防官ハ午後四時頃自動車唧筒

三十一台 消防手 一九四名ヲ派遣シ  
消火ニ努ム。

尚京都府ヨリ 應援警察官約百名  
消防手五〇名 消防自動車三台、  
救急車一台 未接シ 大阪府警  
察當局ト充分連絡シ 夫々之警備  
及消火ニ従事申ナリ。

## 六 救護状況

大阪府ニ於テ事故発生ト同時ニ關係方面ト  
連絡シ救護班 六ニ班約四〇〇名ノ醫師、看護  
婦、薬剤師、入夫等ヲ派遣シ、負傷者及避難民等  
ノ應急處置ヲ爲シ、附近病院、小學校、寺院等  
ニ臨時收容シテ千當レツツアリ。

避難民ハ救方町ヲ最多トシ、隣接村居住者約  
一萬人位アリ。之等避難民ニ對シテハ大阪府ヨリ  
寝具三、〇〇〇人分、食糧一、〇〇〇人分、ローソクニ  
萬本、燐寸五千筒ヲ急送シ其ノ他ノ不足品ハ之ヲ

現場ニ於テ調達シ、又炊出ヲ爲シ救護ノ万全  
ニ努メツツアリ。

### 七、交通状況

事故発生ト同時ニ附近ヲ通ズル京阪電車ハ故  
障ヲ生ジタル爲大阪方面ハ大阪——香里間、  
京都方面ハ京都——橋本間各折返遅轉トシ目  
下應急修理中ニ付今二日午前十時迄ニ復舊  
スル見込ナリ。

京阪国道ハ事故発生當時ハ一時避難民ノ爲輻輳  
セルモ、目下一般ノ交通ハ禁ジ居レリ。

八 其、他参考事項

(イ) 大阪府及京都管内ハ各警察署長ニ對シ  
流言蜚語ノ取締、軍機保護、流言蜚語  
ノ取締並暴利取締、外國人取締、一般犯罪  
予防取締ノ通牒ヲ發シ治安維持、万全ヲ期  
シツツアリ

(ロ) 事故發生ト同時ニ陸軍ヨリモ多数軍隊出動シ  
警備並救護ニ從事セラレツツアリ

(ハ) 今ニ日午前七時前後ニ於テ大阪府警察部發

表トレテ流言蜚語ノ取締、暴利取締、救護狀況及  
交通遮断狀況ヲ大阪中央放送局ヨリ「ラヂオ」枚

送ス

陸軍省發表

三月二日午前十一時三十分  
情報部

一 昨一日午後大阪府下枚方陸軍火藥庫火災ヲ起セリ原因目下調査中ナルモ填藥作業中ノ過失ニ依ルモノノ如シ

二 損害目下調査中ナルモ死傷約二百ニ達スル見込

三 陸軍省ヨリハ不取敢本二日午後一時東京發山脇陸軍次官ヲ長トスル派遣團ヲ現地ニ急派シ救恤慰問ニ任セシムルコトトセリ



枚方陸軍倉庫火災報告

(第二十報)

警保局

大阪府知事 電話報告  
三月三日午後一時四十分受

本日午正則十一時以右、状況左記通り

一、消息不明中、警察官、状況

既報枚方警察署清駐在所巡查秋原剛一、本日午前十時五十分頃禁野火藥庫ト枚方工廠、境界線附近ニ於テ又巡查部長渡辺政市ハ本日零時十分頃枚方工廠内ニ於テ殉職死亡ニ居リタリ尚巡查廣田篤雄、死体、目下、処發見セズ

二、被害、状況

被害状況ハ前記秋原巡查渡辺部長、殉職死ヲ加ヘ死亡者累計ニ〇名トナリタル外前報後変化ナシ

三、交通機関、状況

京阪國道ハ不發爆彈破片等散在シ危險ニ付依然一枚方大橋ヨリ  
八幡間ヲ交通遮断シ又京阪電車ハ現場警警戒ノシメ香里ヨリ  
葛葉迄約十キロ交通遮断中

四、警言察官ノ警備狀況

三月二日召集ニ依ル九名ハ今朝召集セル警言察官三〇三名ト交替  
セシメ現在三〇〇名ヲ以テ警警戒警備中

五、罹災關係小學校ニ於ケル御眞影奉安狀況

(イ) 殿山小學校ハ三月一日全焼シタルガ御眞影ハ校長山本新吾が捧  
持シ附近ノ片野神社ニ奉安御警備中

(ロ) 山田小學校ハ三月一日爆發ノ余波ヲ受テ大被害ク被リタルガ御  
眞影ハ校長之ヲ捧持シ附近ノ氷室小學校ニ各事奉安中

六、陸軍次官ノ弔慰

山脇陸軍次官ニ本日午前九時ヨリ大阪府廳、大阪市役所  
大阪商工會談所等ヲテ午前十時半北河内郡守口所  
ノ避難所ヲ慰問セラレ午前十一時三十分枚方警察署ニ被  
害關係警察署長一枚方、四条、津田、高槻各署長一及  
町村長ニ挨拶セラレ目下被害地ヲ視察中ナルが枚方署ニ於  
テ警察部長ニ対シ殉職警察官弔慰並ニ警察、消防  
官吏、慰問トシテ人至五午月ヲ傳達セラレタリ、

枚方陸軍倉庫火災報告(第二十二報) 警保局

(大阪府知事電話報告)  
三月三日午後十一時五十分受)

曩ニ報告シオキタル標記ノ件ニ関シノ后ノ状況左  
記ノ通り。

- (一) 軍警一致ノ消火作業順調ニ進行シ本日午前九時頃ヨリ枚方工廠内ニ若干ノ兵士ノ立入ルヲ得タリ目下極力消火作業ニ従事中
- (二) 枚方所中宮部落ノ火災モ本日午後六時頃全ク鎮火セリ